

タスクシフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会 実技講習カリキュラム

日 程	令和 6 年 1 月 28 日 (日) 受付時間: 8:45 ~ 9:40 講習時間: 9:45 ~ 17:25
会 場	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 (茨城県総合福祉会館)
目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、実施手順、禁忌事項、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応を理解し、適切に従事できる能力を身につける。 2. 解剖並びに検査前の患者の状態・心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。 3. 使用器具等についての基礎原理・構造・使用方法ならびに実施方法を理解し、適切な説明ができる。
募集人員	60 名
参加資格	臨床検査技師免許取得者
受 講 料	会員 15,000 円 非会員 40,000 円 (資料代含む) ※ 申し込み後の受講料の返金は致しません。
申込締切	令和 6 年 1 月 18 日 (木)
申込方法	日臨技ホームページの「指定講習会専用ページ」から申し込みください。
問合せ先	〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 タスクシフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会 担当 TEL: 03-5767-5541 (直通) E-mail: task-shift2@jamt.or.jp
厚生大臣告示指定	<ul style="list-style-type: none"> ●良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則 14 条の研修 (令和 3 年 7 月 9 日厚生労働省告示第 274 号) 検体採取等の関連業務 省令 4 項目 ●臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修 (令和 3 年 7 月 9 日厚生労働省告示第 276 号) 政令追加 2 行為 ●医政発 0709 第 7 号 (令和 3 年 7 月 9 日) 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について 省令追加 4 項目

※時間割については開催会場毎に異なります。

※基礎動画につきましては事前に会員専用ページよりご視聴下さい。

3つのグループに分類し、ローテーションをして実技講習を受講していただきます。

8:45 ~ 9:40 受付

9:45 ~ 10:00
オリエンテーション・開講式

コンテンツ1 (計120分)

講師： 総合病院 水戸協同病院 鈴木 春平
総合病院 水戸協同病院 白土 知子

10:00 ~ 12:00

実技動画視聴 10分+手技講習 65分

- ・ 静脈路確保 (採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液 (ヘパリン加生理食塩水を含む) 接続する行為)

実技動画視聴 10分+手技講習 35分

- ・ 造影剤注入等 (超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為)

12:00 ~ 12:45 移動・昼休み

コンテンツ2 (計120分)

講師： 東京家政大学 健康科学部 看護学科 柳橋 正智

12:45 ~ 14:45

実技動画視聴 10分+手技講習 30分

- ・ 皮下グルコース検査持続皮下グルコース検査 (当該検査を行うための機器の装着及び脱着を含む)

実技動画視聴 10分+手技講習 70分

- ・ 吸引痰検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為

14:45 ~ 15:00 移動・休憩 15分

コンテンツ3 (計120分)

講師： 川崎病院 川崎 俊一

15:00 ~ 17:00

実技動画視聴 10分+手技講習 40分

- ・ 肛門機能直腸肛門機能検査 (バルーン及びトランスデューサーの挿入 (バルーンへの空気の注入を含む) 並びに抜去を含む。)

実技動画視聴 10分+手技講習 40分

- ・ 内視鏡検体採取消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為

実技動画視聴 20分

内 容

	<ul style="list-style-type: none"> ・誘発電位検等運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極（針電極を含む）の装着及び脱着 <p>17:00 ～ 17:05 移動</p> <p>コンテンツ 1（全体で集合して視聴） 実技動画視聴 20分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成分採血等（静脈路を確保し、成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為） <p>17:05 ～ 17:25</p> <p>17:25 ～ 17:35 閉講式</p>
--	--

時間割

9:45 ～ 10:00	グループ	10:00 ～12:00	12:45 ～14:45	15:00 ～17:00	17:05 ～17:25
開催挨拶 オリエンテーシ ョン	A	コンテンツ 1	コンテンツ 2	コンテンツ 3	コンテンツ 1 成分採血等 (全体集合し て視聴)
	B	コンテンツ 2	コンテンツ 3	コンテンツ 1	
	C	コンテンツ 3	コンテンツ 1	コンテンツ 2	

[会場アクセス]

第1駐車場、第2駐車場がありますが、第1駐車場は駐車スペースに限りがありますので、下記をご参照下さい。

●茨城県総合福祉会館駐車場の変更に関するお知らせ

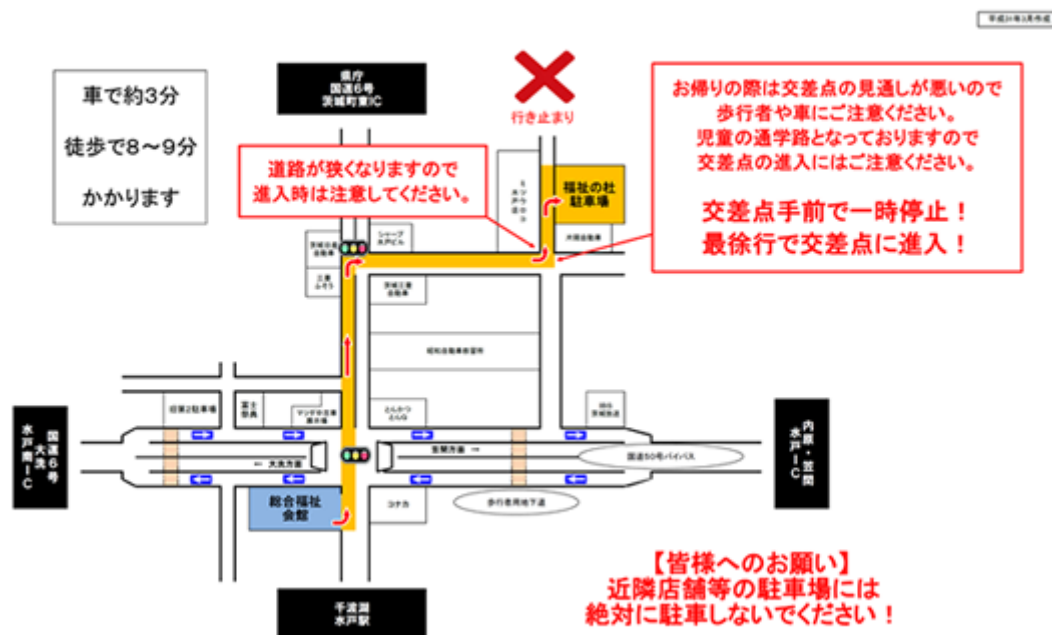
平成31年4月1日から「茨城県総合福祉会館福祉の杜駐車場」を開設いたしますので、お知らせします。なお、これまでご利用いただいた「第2駐車場」は、4月1日以降、利用できませんので、ご注意ください。

1. 茨城県総合福祉会館福祉の杜駐車場について

駐車場の位置については、下図のとおりです。なお、この駐車場は総合福祉会館の来館者のための駐車場となっておりますので、当館にご用のない方の駐車はご遠慮いただくとともに、駐車場の利用あたっては、次の点にご注意ください。

- 会館まで徒歩で8～9分ほどかかりますので、時間に余裕を持ってご来館ください。なお、長い距離の歩行が困難と考えられる方向けに「要配慮者用駐車場」を第1駐車場内に設置いたしますので、「2第1駐車場について」をご確認ください。
- 駐車場近くの交差点は道路が狭くなっておりますので、通行の際はご注意ください。また、児童の通学路となっておりますので、徐行して通行してください。
- 駐車場で発生した車両の事故・盗難等について、本会は責任を負いません。
- 茨城県総合福祉会館の近隣店舗等の駐車場には絶対に駐車しないでください。

総合福祉会館福祉の杜駐車場案内図（平成31年4月1日から運用開始）



2. 第1駐車場について

第1駐車場については、これまでと同様にご利用いただけますが、福祉の杜駐車場は、会館から離れた距離に位置するため、長い距離の歩行が困難と考えられる方向けに「要配慮者用駐車場」を第1駐車場内に設置いたします。駐車区画配置は、下図のとおりです。

(1) 駐車車両の基準

次のいずれかに該当する者で長い距離(700m)を歩行することが困難な者とします。(車いす専用駐車場及び身障者等用駐車場の基準に該当する者を除く。)

対象区分	条件等	判断方法
障害者	下肢障害, 視覚障害など	警備員が聞き取り、目視により駐車可否を判断する。
高齢者	概ね 75 歳以上	
難病患者		
妊産婦		
乳幼児	3 歳未満	
怪我人・病人		

(2) 駐車可能台数 26 台

(3) 「要配慮者用駐車場」以外にも、次の駐車場を従来より増設の上、設置しています。

① 車いす専用駐車場 4 台

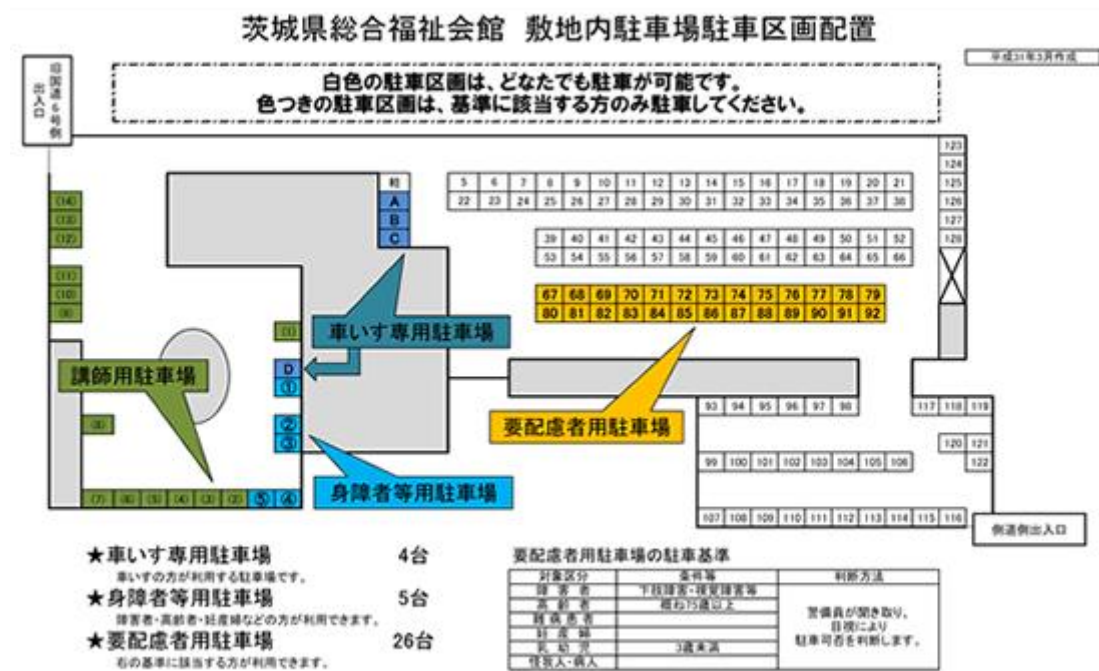
② 身障者等用駐車場 5 台

* 上に示した駐車場に駐車する要件に該当する方は、「要配慮者用駐車場」ではなく、これらの駐車場の利用をお願いします。

◎ 「車いす専用駐車場」「身障者等用駐車場」「要配慮者用駐車場」の適正利用にご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 駐車台数に限りがございますので、引き続き、公共交通機関及び乗り合わせによる来館にご協力ください。

◎ 皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



● 公共交通機関の利用

JR水戸駅北口6番乗り場より、関東鉄道バスで約20分。
「県福祉会館前」下車。

行き先	県庁バスターミナル
	植物公園
	市立競技場
	平須・県自動車学校
	水戸医療センター
	奥の谷坂上
	石岡駅
	小川駅
鉾田駅	